

中村会計だより 春号



令和5年度税制改正大綱について

1. 税制改正大綱とは？

令和4年12月16日に令和5年度税制改正大綱が発表されました。税制改正大綱とは、各省庁や各種団体から提出された税制改正の要望をとりまとめ、今後の税制改正の基礎とするものです。

改正までの流れとしては、12月に税制改正大綱がとりまとめられ、翌年2月に内容の審議、3月成立、4月から施行となります。改正内容の全容は税制改正大綱で決まったと言えますが、必ず大綱の通りに改正されるとは限りません。

関与先の皆様に直接関係してくる内容について、抜粋して概要を記載していきます。

2. 消費税(インボイス制度)について

① 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間において、

- ・免税事業者から適格請求書発行事業者になった場合
- ・課税事業者選択届出書を提出したことにより課税事業者となる場合

(令和5年10月1日以前から課税事業者選択届出書を提出したことにより、引き続き課税事業者となっている場合には適用されません)

上記いずれかに該当する場合は、消費税額の計算上控除することができる消費税額(仕入税額控除)の金額は、売上にかかる消費税額に8割を乗じた金額を使えることとなり、インボイス制度開始後に自ら課税事業者になったとしても、上記期間の属する課税期間においては実質的に消費税負担が預かった消費税額の2割ですむこととなりました。

この適用を受けるためには消費税確定申告書に適用を受ける旨を付記する必要があります。なお、簡易課税制度選択届出書を提出している場合においても、申告時に2割特例か簡易課税のどちらを適用するか選択は可能です。(ほとんどの場合、2割特例を適用するほうが有利になると考えられます)

また、本適用を受けた課税事業者が、当該適用を受けた翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その課税期間から簡易課税を適用することができるようになりました。これは、2割特例が終了する令和8年10月以降においても継続する予定となっており、簡易課税制度選択届出書を提出していなかった場合の不慮の事故を避けることが目的となっています。

② 中小事業者等に対する事務負担の軽減措置

基準期間における課税売上高が1億円以下、又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入について、その対価の額が1万円未満のものであるときは、インボイスの保存がなくとも一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められることとなりました。

また、税込価格 1 万円未満の売上対価の返還等を行う場合についても、インボイスの発行が免除されます。(振込手数料相当額を値引きとして処理する場合等の事務負担を軽減する観点から)

③ 適格請求書発行事業者登録申請手続きの柔軟化

・免税事業者が登録申請をする場合

免税事業者が課税期間の初日から適格請求書発行事業者として登録を受けようとする場合の提出期限について、当該課税期間の初日から起算して15日前までに変更。(従前は1ヶ月前)

・適格請求書発行事業者の登録取り消しを求める場合

適格請求書発行事業者が登録の取り消しを求める場合の届出書の提出期限について、取り消しを受けようとする課税期間の初日から起算して15日前までに変更(従前は1ヶ月前)

・免税事業者が経過措置により令和5年10月1日より後で登録を受けようとする場合

令和5年10月1日後の日付で適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載していれば、登録希望日に登録が受けられることとなります。

・令和5年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請を受ける場合の申請期限

本来の申請期限は令和5年3月31日ですが、困難な事情がある場合に、令和5年9月30日までの間にその困難な事情を記載して適格請求書発行事業者登録申請書を提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされる措置が設けられていました。この措置について、困難な事情の記載が撤廃されたため、実質的に申請期限が延びたこととなります。(令和5年9月30日が提出期限)

3. 電子帳簿保存制度等の見直しについて

① 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について要件の緩和が行われ、メール等で受け取った請求書・領収書等については下記のいずれかの場合において、税務調査等の際にデータのダウンロードに応じることができる場合には検索要件を不要とされました。

- ・その判定期間における売上高が5,000万円以下である場合(現行1,000万円以下)
- ・出力書面が整然かつ明瞭な状態で、取引年月日や取引先ごとに整理がされている場合

② 優良電子帳簿の範囲を限定

優良な電子帳簿を備えている場合、所得税や法人税又は消費税にかかる修正申告・更生など、申告漏れに科される過少申告加算税が10%から5%に減免される優遇措置があります。しかし、優遇措置の条件は「すべての帳簿が優良な電子帳簿を使用していること」という厳しいものでした。今回の改正で優良な電子帳簿の範囲が限定され明確になりました。

③ スキャナ保存制度の見直し

国税関係書類をスキャナで読み取って保存する際の解像度、階調、大きさ、及び入力者情報等の要件が廃止されました。また、相互関連性要件を満たすべき書類が、契約書・領収書等の重要書類に限定されます。